

議案第 86 号

市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年石垣市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「総重量限度緩和指定道路(118 の 3-A・B)」を「総重量限度緩和指定道路(118 の 4-A・B)」に、「高さ限度緩和指定道路(118 の 4-A・B)」を「高さ限度緩和指定道路(118 の 5-A・B)」に改める。

第 6 条第 1 項中「総重量限度緩和指定道路(118 の 3-A・B)」を「総重量限度緩和指定道路」に、「高さ限度緩和指定道路(118 の 4-A・B)」を「高さ限度緩和指定道路(118 の 5-A・B)」に改める。

第 7 条第 1 項中「、市道に設置するもので」を削り、「総重量限度緩和指定道路(118 の 3-A・B)」を「総重量限度緩和指定道路(118 の 4-A・B)」に、「高さ限度緩和指定道路(118 の 4-A・B)」を「高さ限度緩和指定道路(118 の 5-A・B)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 月 2 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）の見直しにより道路標識の識別番号を訂正するため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

市道に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成24年石垣市条例第38号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例)</p> <p>第4条 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。</p> <p>2 市道に設置する「駐車場」、「<u>総重量限度緩和指定道路(118の3—A・B)</u>」、「<u>高さ限度緩和指定道路(118の4—A・B)</u>」及び「まわり道(120—A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法(前項の規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。また交通の安全と円滑性が確保されている場合にあつては、2分の1まで縮小することができる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(特定の案内標識の文字等の大きさ)</p> <p>第6条 市道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114—B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「<u>総重量限度緩和指定道路(118の3—A・B)</u>」、「<u>高さ限度緩和指定道路(118の4—A・B)</u>」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字</p>	<p>(市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例)</p> <p>第4条 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。</p> <p>2 市道に設置する「駐車場」、「<u>総重量限度緩和指定道路(118の4—A・B)</u>」、「<u>高さ限度緩和指定道路(118の5—A・B)</u>」及び「まわり道(120—A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法(前項の規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。また交通の安全と円滑性が確保されている場合にあつては、2分の1まで縮小することができる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(特定の案内標識の文字等の大きさ)</p> <p>第6条 市道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114—B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「<u>総重量限度緩和指定道路</u>」<u>」、「高さ限度緩和指定道路(118の5—A・B)</u>」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字</p>

にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。また交通の安全と円滑性が確保されている場合にあつては、2分の1まで縮小することができる。

2～5 略

(案内標識及び警戒標識の縁等の太さ)

第7条 市道に設置する案内標識の縁は、市道に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120—B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の3—A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4—A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登板車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とし、案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。

2 略

にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。また交通の安全と円滑性が確保されている場合にあつては、2分の1まで縮小することができる。

2～5 略

(案内標識及び警戒標識の縁等の太さ)

第7条 市道に設置する案内標識の縁は_____、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120—B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の4—A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の5—A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登板車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とし、案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。

2 略